

第25期 第7回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和5年12月26日

伊予市農業委員会

第 2 5 期

第 7 回定例農業委員会総会議事録

令和 5 年 1 2 月 2 6 日（火）午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 7 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 8 名
農地利用最適化推進委員	3 名
事務局	局長 次長 係長

議事日程

（議案）

- 第 2 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 9 件
- 第 2 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 1 件
- 第 3 0 号 農地法第 2 条の規定による農地でないことの判断について 2 件

（報告）

- 第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による届出について 1 件
- 第 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について 1 3 件
- 第 9 号 農地使用貸借解約通知書の受理について 4 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第7回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

ご着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号●●番 ●●委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

よろしく願いいたします。

議案第28号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	宮下	●●	さん
譲受人	松山市	●●	さん
申請地	上野字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による	所有権移転	

譲受人の経営状況は議案説明書の1ページ1番のとおりとなっております。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

●●さんは経営規模の拡大を望まれておりました、さらに松山市の水田を減らして、伊予市での水田を増やしたいという意向を持たれております。さらに農業機械の保管倉庫も1年ほど前に松山市から伊予市のほうに移転をされております。今回の●●さんの水田の保有なんですけれども、2年前にも●●さんから購入されて水田を増やしておられますので、今回の件についても全く問題ないと思います。以上です。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●●委員

ちょっとすみません。ちょっと質問というか、私も聞きたいんですが、大変、今、米の市場の経営状況は良くないように思うんです。今もお話をされたように経営規模拡大を希望されておるようですが、お米を収穫して、それを販売先というか、売り先というか、そういう方はどうですか。

●●委員

●●さんは乾燥、精米まで自分方でやられておりました、●●さん自身が独自の販路と言いますか、販売経路を持たれておると思います。今年実は米の収穫が悪かって、販売、購入希望量に足らないので、ちょっとお米を売ってくれないかということもありました。そういうことで今後もお米の収穫量を増やしたいという意向が強くなるように思います。以上です。

議長

はい、他に。●●委員。

●●委員

あの僕の知り合いなんですよ●●さん。自分とこで餅突いたりしてね。糯米たくさん作って、イベントで石臼の餅突いたりとか売ったりとか。そういうことをされてる方なんです。完全に自分で売る方なので、そういった販路で多分やっていると。結構、作付けすごく難しいとこで松山の重信川の近所でたくさん

やっていたんです。それに比べたら伊予市の方は作りやすいのかなと。いらんことを言いました。以上です。

議長

はい、●●委員。

●●委員

独自販売というか、農協等を使わずに販売広報というかね色々やっておられるんで大変参考というか、ありがとうございました。すいません。

議長

ほか、意見はございませんか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号1について承認いたします。
続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	神奈川県川崎市	●●	さん
譲受人	上野	●●	さん
申請地	上野字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は議案説明書の1ページ2番のとおりとなっております。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

この譲渡人の●●さんの水田については、今年まで上三谷の●●さんという方が利用権設定によって耕作をされていたんですが、年齢的なことと上三谷から上野の圃場まで距離があるので、ちょっと作りにくいということで利用権設定を解除して持ち主さんの方に返されたわけです。その土地の北隣を譲受人の●●さんが耕作をされておりまして、何とか土地を買ってくれまいかと話をすすめていたところ、この度、●●さんが購入することになったということを知っております。以上です。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無きようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。
続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

譲渡人	稻荷	●●	さん
譲受人	稻荷	●●	さん
申請地	稻荷字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による	所有権移転	

また、譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ3番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号3について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

この土地は、贈与になっていると思いますが、●●さんの土地になっているんですけど、●●さんが稲荷から出るということで、●●さんが小作しとったんです。そのようなことで●●さんに贈与という形になりました。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。

続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

4番

譲渡人	上吾川	●●	さん
譲受人	下三谷	(株)●●	
		代表取締役	●● さん
申請地	上吾川字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	

権利の種類 売買による所有権移転

また、譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ4番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

私の方からこの土地については説明いたします。譲渡人さんの土地はずっと耕作放棄地と言いますか、耕作を終えていた土地であります。草は年に1回、2回は刈ったりはしておりましたけれども、ちょうど間に●●さんが入って、運営を巡ってお互いに話し合って了解をして、土地を譲ったということになります。以上です。

議長

それでは、番号4につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無きようでしたら、番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。
続いて、番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

5番

譲渡人	上吾川	●●	さん
譲受人	上吾川	●●	さん
申請地	上吾川字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ5番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、これについても私の方から補足説明をいたします。譲渡人の●●さんは、かなり農地を持たれているというんでしょうかね、小さいところは一反もない小さい土地なんで、ちょっと頃合いが悪いということで。大きい田、広い田で耕作を専念したいと。体調の方も近年あんまりおもわしくない状況でありましたんで、●●さんが新たな農業をしたいという形になったようでございます。以上です。

議長

番号5につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

番号5について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号5について承認いたします。
続いて、番号6につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

6番

譲渡人	上三谷	●●	さん
譲受人	宮下	●●	さん
申請地	宮下字●●	畑	●●m ²
申請理由	(譲受人)	家庭菜園	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による	所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ6番のとおりです。

ちょっと家庭菜園ということで、営農状況の説明の所には、あまり具体的なことは記載されていないんですけれども、ちょうど購入予定ということで、こう

いった内容になっております。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号6について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

●●さんという方は、同じ宮下の方で。購入希望の住宅が家から大分近くて、今の家ではちょっと農地がないということで、新しく季節野菜とかを作って、この家で農業をしてみたいということで、この住宅を購入希望するということです。

議長

ありがとうございます。番号6につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号6について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号6について承認いたします。
続いて、番号7につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

7番

譲渡人	下三谷	●●	さん
譲受人	松山市	●●	さん
申請地	下三谷字●●	田	●●m ²
	他●●筆合計	●●	m ²
譲受人の耕作面積	●●		m ²
申請理由	(譲受人)		経営規模拡大

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類

売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ7番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

また、地元委員である●●委員さんが本日欠席をしておりますが、●●委員さんからのご意見の方を伺っておりますので、事務局の方から発表させていただきます。譲受人の●●さんは、譲渡人の●●さんのご主人さんの弟さんに当たります。●●さんには農業後継者がいませんが、●●さんには跡を継いでくれる息子さんもいるとのことで、この際、農地だけでなく農業用設備一式を含めての農業経営を譲るということになったようです。ご審議のほどよろしくお願いたしますとのことです。以上になります。

議長

ありがとうございます。番号7につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号7について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号7について承認いたします。

続いて、番号8につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

8番

譲渡人

岡山県 ●● さん

譲受人

双海町上灘 ●● さん

申請地

双海町上灘字●● 畑 ●●m²

他●●筆合計●●m²

譲受人の耕作面積

●●m²

申請理由

(譲受人) 経営規模拡大

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ8番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

また、本日、●●委員さんが欠席されておりますが、意見の方をお伺いしておりますので、事務局の方からご説明いたします。●●さんは相続により農地を取得しましたが、農地の場所がどこにあるか分からないような状況で、活用のすべがなく困っておりました。そこですぐ近くにお住いの●●さんが兼業ではありますけれども、農業後継者としてお父様と一緒に地域農業の担い手として頑張っておりますので、譲り受けるというお話になったようです。特段問題もないので、ご審議のほどよろしくお願ひしますとのことです。以上です。

議長

ありがとうございます。番号8につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

番号8について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号8について承認いたします。
続いて、番号9につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

9番

譲渡人	大阪府	●●	さん
	千葉県	●●	さん
	大阪府	●●	さん
譲受人	中山町中山	●●	さん
申請地	中山町中山	●●	畑 ●●m ²
	他	●●	筆合計●●m ²

譲受人の耕作面積 ●●㎡
申請理由 (譲受人) 経営規模拡大
 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ9番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号9について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

事務局さんの説明のとおりでございまして、私の家にも来ていただきまして、話をしました。問題がないようでございましたので私としては皆さんにご審議いただきまして、承認していただければと思います。

議長

ありがとうございます。番号9につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号9について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号9について承認いたします。

議案第29号

農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

議案説明書は3ページ、申請地説明図は2ページから4ページをご覧ください。譲渡人は、上灘、●●さん●●歳。譲受人は、松山市、●●さん。土地所在地は、上灘字●●、畑●●m²。転用目的は飲食店店舗併用住宅、転用面積は同じく●●m²です。

今回の転用に至る理由でございますが、譲受人は、松山市で建設業を営み、創業から13年を迎え経営が安定するなか、自宅を出身地である伊予市に構えたいと考えており、また、双海町の海岸沿いでカフェの経営に憧れており、この二つを同時に実現するために申請地を転用すべく本申請に至ったものです。申請地は、上灘に位置し、10ha以上の農地の広がりがない第2種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

失礼します。この話は2月ほど前から行政書士さんから話がありました。●●さんという人は松山で建設業をされてまして、奥さんが伊予市の出身で海が見える場所に喫茶店を開きたいというのが夢だったそうです。それで色々探していたところ●●さんの家があるんで、ここに喫茶店と住居も一緒に建てたいということ行政書士さんの方から話を聞きました。●●さんの、僕ちょっと知り合いなんで、息子さんも知っておるんで、うちの周りの方もどんなかなと話もしたけど、特にやってはいけないというような話はなかったんで、いいのかなということで話を聞きました。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

議案第30号

非農地判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

議案説明書は4ページ、申請地説明図は5ページから7ページをご覧ください。

申出人及び土地所有者は、稲荷、●●さん●●歳。土地所在地は、森字●●。畑、●●㎡、他●●筆、面積計●●㎡。

今回の非農地判断の理由でございますが、申出人は、令和2年3月に相続により当該農地を所有したものの、すでに相続した時点で山林化しており、農地としての回復が困難であることから、非農地判断を求められているものです。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

あの、この土地につきましては、ミカンを作っておりましたけれども、今、現在全て放棄地になっていまして、ぐるりのミカン山も山林という状況ですし、その隣に行く道も車が通れるような状態でないので耕作は無理かなと思います。以上です。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。
続いて、番号2につきました、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2

申請地説明図は8ページから14ページをご覧ください。申出人及び土地所有者は、双海町上灘、●●さん●●歳。土地所在地は、双海町上灘字●●、畑、●●m²、他●●筆、面積計●●m²。

今回の非農地判断の理由でございますが、申出人は、当該農地において耕作をしてきたものの、次第に耕作放棄となり、植林を行ってきたとのこと。農地としての回復が困難であることから非農地判断を求められているものです。
以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

事務局

●●委員さんがご欠席されておりますので、事務局の方から回答させていただきます。事務局の説明どおりとの意見を申されておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号2について、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

報告第7号

農地法第5条第1項の規定による届出について、次のとおり報告する。事務局の説明をお願いします。

事務局

譲渡人は、伊予郡松前町、●●さん、譲受人は、大阪府大阪市、●●株式会社。
土地所在地は、下吾川字●●、●●m²。転用目的は露天資材置場で、転用面積は同じく●●m²、所有権移転によるものです。
以上でございます。

議長

報告第7号につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、次に移ります。

報告第8号、9号

農地法第18条第6項の規定による解約通知について、報告事項ですので事務局の一括説明をお願いいたします。

事務局

報告ですので、報告第8号と第9号を一括で報告します。報告第8号、農地法第18条第6項の規定による解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。今回13件の届出がありました。

1番

貸出人	森	●●	さん
借受人	森	●●	さん
届出地	森字●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃借権設定		

2番

貸出人	上野	●●	さん
-----	----	----	----

借受人	上野	●●	さん
届出地	上野●●	田	●●m ²
	上野●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃借権設定		

3番

貸出人	松山市	●●	さん
借受人	上野	●●	さん
届出地	上野●●	田	●●m ²
	上野●●	田	●●m ²
	上野●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃借権設定		

4番

貸出人	松山市	●●	さん
借受人	上野	●●	さん
届出地	上野●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃借権設定		

5番

貸出人	伊予郡松前町	●●	さん
借受人	上野	●●	さん
届出地	上野●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃借権設定		

6番

貸出人	上野	●●	さん
借受人	上野	●●	さん
届出地	上野●●	畑	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃借権設定		

7番

貸出人	伊予郡松前町	●●	さん
借受人	上野	●●	さん
届出地	上野●●	田	●●m ²
	上野●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃借権設定		

8番

貸出人	上野	●●	さん
借受人	上野	●●	さん
届出地	上野●●	田	●●m ²
	上野●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃借権設定		

9番

貸出人	下吾川	●●	さん
借受人	上野	●●	さん
届出地	上野●●	田	●●m ²
	上野●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃借権設定		

10番

貸出人	神奈川県	●●	さん
借受人	上野	●●	さん
届出地	上野●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃借権設定		

11番

貸出人	上吾川	●●	さん
借受人	上吾川	●●	さん
届出地	上吾川●●	田	●●m ²

解約事由 双方合意
権利の種類等 基盤法 賃借権設定

1 2 番

貸出人 上野 ●● さん
借受人 上野 ●● さん
届出地 上野●● 田 ●●m²
上野●● 田 ●●m²
解約事由 双方合意
権利の種類等 基盤法 賃借権設定

1 3 番

貸出人 上野 ●● さん
借受人 上野 ●● さん
届出地 上野●● 畑 ●●m²
解約事由 双方合意
権利の種類等 基盤法 賃借権設定

続きまして、報告第9号、農地の使用貸借解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。今回4件の届出がありました。

1 番

貸出人 東京都 ●● さん
借受人 上野 ●● さん
届出地 上野●● 田 ●●m²
解約事由 双方合意
権利の種類等 基盤法 使用貸借権設定

2 番

貸出人 伊予郡砥部町 ●● さん
借受人 上野 ●● さん
届出地 上野●● 田 ●●m²
解約事由 双方合意
権利の種類等 基盤法 使用貸借権設定

3 番

貸出人	上野	●●	さん
借受人	上野	●●	さん
届出地	上野●●	田	●●m ²
	上野●●	田	●●m ²
	上野●●	田	●●m ²
	上野●●	田	●●m ²
	上野●●	田	●●m ²
	上野●●	田	●●m ²
	上野●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 使用貸借権設定		

4番

貸出人	宮下	●●	さん
借受人	上野	●●	さん
届出地	上野●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 使用貸借権設定		

報告は以上になっております。

議長

ありがとうございます。報告第8号、第9号につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、次に進みます。

事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。

(事務局連絡事項)

議長

それでは、次回は1月30日(火曜日)午後3時からウェルピア伊予での開催を予定しております。また、総会終了後に新年会を開催いたしますので、ご出

席のほどよろしく願いいたします。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しく願い致します。

以上をもちまして、第7回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後2時18分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人

(午後2時18分 閉会)